　　　坂出市新火葬場整備検討委員会設置要綱

　（設置）

第１条　新火葬場の整備に関する基本構想の策定等についての検討を行うため，坂出市新火葬場整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

　（所掌事務）

第２条　委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

(１)　新火葬場整備の基本構想に関すること。

(２)　新火葬場整備の基本計画に関すること。

(３)　その他新火葬場整備に関すること。

　（組織）

第３条　委員会は，委員８人以内で組織する。

２　委員は，学識経験者，坂出市連合自治会等各種団体の代表者等をもって構成し，市長が委嘱し，または任命する。

　（委員の任期）

第４条　委員の任期は，第１条に規定する目的を達成する日までとする。

　（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き，委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員が，その職務を代理する。

　（会議）

第６条　委員会の会議は，委員長が招集し，委員長が会議の議長となる。

２　委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

　（関係者の出席等）

第７条　委員会において必要があると認めたときは，関係者に対し，会議に出席を求め，意見または資料の提出等を求めることができる。

　（庶務）

第８条　委員会の庶務は，市民生活部生活課において行う。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営その他必要な事項は，委員長が別に定める。

付　則

　（施行期日）

１　この要綱は，令和３年１０月１日から施行する。

　（最初の会議の招集）

２　この要綱の施行後最初の会議は，第６条第１項の規定にかかわらず，市長が招集する。